

# 福岡県公報

平成25年6月25日  
第3507号

## 目次

### 告示 (第1023号 - 第1059号)

○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	2
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	2
○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課)	2
○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課)	2
○土地改良区の換地計画の適否決定	(農村森林整備課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	3
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	9

○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	10
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	10
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	12
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	12
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定の辞退	(保護・援護課)	12
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	13
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	14
○道路の区域の変更	(道路維持課)	14
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	14
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	14
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	15
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	15
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	16
○特別保護地区の指定の案の縦覧	(自然環境課)	16
<b>公 告</b>		
○有明海の再生に関する福岡県計画の変更	(漁業管理課)	17
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	18
○一般競争入札の実施	(教育庁社会教育課)	19
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	22

### 選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	22
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合		

算して得た数 (市町村支援課) ……………22

○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ……………22

### 正 誤

○都市計画事業の認可(平成22年7月福岡県告示第1239号)中正誤 ……………24

## 告 示

### 福岡県告示第1023号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成25年6月12日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小 川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
八女市星野村字大藪、 當ノ迫及び長尾(新星 野地区大藪換地区)	換地計画書の写し	平成25年6月25日から 平成25年7月24日まで	八女市役所

### 福岡県告示第1024号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成25年6月12日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小 川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所

八女市星野村字中ノ尾 及び荒花(新星野地区 光延換地区)	換地計画書の写し	平成25年6月25日から 平成25年7月24日まで	八女市役所
------------------------------------	----------	------------------------------	-------

### 福岡県告示第1025号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小 川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
豊前市大字中村、馬場及び畑の各一部 (角田中部地区第1換地区)	平成25年6月18日

### 福岡県告示第1026号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小 川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
豊前市大字馬場の一部 (角田中部地区第2換地区)	平成25年6月18日

### 福岡県告示第1027号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成25年6月13日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡市金武西土地改良区	換地計画書の写し (金武西地区)	平成25年6月25日から 平成25年7月24日まで	福岡市西区役所

**福岡県告示第1028号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
太宰府市吉松三丁目480番1、480番9、480番10、482番3及び483番6
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大野城市上大利5丁目21-1  
株式会社 ミキカンパニー  
代表取締役 東 立子

**福岡県告示第1029号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営米ヶ谷地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成25年6月25日 平成25年7月24日	豊前市役所

**福岡県告示第1030号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営橘原(3)地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成25年6月25日 平成25年7月24日	宗像市役所

**福岡県告示第1031号**

福岡市長峰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住 所
樋口 重剛	福岡市早良区早良4丁目4番2号
樋口 清明	福岡市早良区早良3丁目10番30号
樋口 榮太	福岡市早良区早良4丁目11番35号
樋口 重美	福岡市早良区早良3丁目7番45号
板倉 清人	福岡市早良区早良4丁目4番43号
樋口 義照	福岡市早良区早良4丁目3番12号

## 2 退任監事

氏名	住 所
樋口 義春	福岡市早良区早良3丁目11番21号
石橋 鶴雄	福岡市西区大字吉武339番地3

## 3 就任理事

氏名	住 所
樋口 重剛	福岡市早良区早良4丁目4番2号

樋口 清明	福岡市早良区早良3丁目10番30号
樋口 榮太	福岡市早良区早良4丁目11番35号
樋口 重美	福岡市早良区早良3丁目7番45号
板倉 清人	福岡市早良区早良4丁目4番43号
樋口 義照	福岡市早良区早良4丁目3番12号

## 4 就任監事

氏名	住 所
樋口 義春	福岡市早良区早良3丁目11番21号
石橋 鶴雄	福岡市西区大字吉武339番地3

## 福岡県告示第1032号

福岡市金武西土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住 所
牛尾澤太郎	福岡市西区大字金武284番地1
三角 正弘	福岡市西区大字金武1180番地
牛尾 俊幸	福岡市西区大字金武608番地1
藤崎 正一	福岡市西区大字金武1154番地8
典略 徳信	福岡市西区大字金武1044番地
牛尾 徳弘	福岡市西区大字金武555番地2
山北 一正	福岡市西区大字金武586番地
牛尾 武司	福岡市西区大字金武259番地

## 2 退任監事

氏名	住 所
宮竹 信行	福岡市西区大字金武223番地
山北 文夫	福岡市西区大字金武289番地

## 3 就任理事

氏名	住 所
牛尾澤太郎	福岡市西区大字金武284番地1
三角 正弘	福岡市西区大字金武1180番地
牛尾 俊幸	福岡市西区大字金武608番地1
藤崎 正一	福岡市西区大字金武1154番地8
典略 徳信	福岡市西区大字金武1044番地
牛尾 徳弘	福岡市西区大字金武555番地2
山北 一正	福岡市西区大字金武586番地
牛尾 武司	福岡市西区大字金武259番地

## 4 就任監事

氏名	住 所
宮竹 信行	福岡市西区大字金武223番地
山北 文夫	福岡市西区大字金武289番地

## 福岡県告示第1033号

武島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住 所
尾形 文清	久留米市安武町武島3139番地
末安 和實	久留米市安武町武島2059番地
大久保良一	久留米市安武町武島1782番地
末安 徹	久留米市安武町武島2065番地3
大久保道治	久留米市安武町武島2278番地1
大久保 堅	久留米市安武町武島2269番地1
尾形 康廣	久留米市安武町武島2482番地

仲 琢美	久留米市安武町武島2421番地 2
末安一二三	久留米市安武町武島2462番地 3
仲 茂勇	久留米市安武町武島2452番地
緒方 憲義	久留米市安武町武島1725番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
松尾 米光	久留米市安武町武島1409番地 3
末次 節次	久留米市安武町武島2076番地 2
尾形 雅嗣	久留米市安武町武島3165番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
尾形 文清	久留米市安武町武島3139番地
末安 和實	久留米市安武町武島2059番地
大久保良一	久留米市安武町武島1782番地
末安 徹	久留米市安武町武島2065番地 3
大久保道治	久留米市安武町武島2278番地 1
大久保 堅	久留米市安武町武島2269番地 1
尾形 康廣	久留米市安武町武島2482番地
仲 琢美	久留米市安武町武島2421番地 2
末安一二三	久留米市安武町武島2462番地 3
仲 茂勇	久留米市安武町武島2452番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
末安 節次	久留米市安武町武島2076番地 2
緒方 憲義	久留米市安武町武島1725番地

## 福岡県告示第1034号

城島町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年 6月25日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 退任理事

氏 名	住 所
野田 耕助	久留米市城島町六町原278番地 1
中園 正彦	久留米市城島町浜503番地
池松 博之	久留米市城島町江上本1641番地
吉武 征勝	久留米市城島町下青木1054番地
野口 儀憲	久留米市城島町下田204番地
古賀 文磨	久留米市城島町芦塚926番地
江頭 幸男	久留米市城島町下田705番地 1
久保 博道	久留米市城島町浮島237番地 3
原 昭	久留米市城島町原中牟田568番地 1
田中 實穂	久留米市城島町江上上799番地
今村 治夫	久留米市城島町榎津335番地 5
倉重 敏明	久留米市城島町下青木506番地
池松 繁勝	久留米市城島町江上本336番地 1
中村 文一	久留米市城島町江島433番地
中村 勝行	大川市大字下林716番地
永尾 達生	大川市大字下青木374番地 1

## 2 退任監事

氏 名	住 所
中村 功	久留米市城島町六町原508番地 1
中島 幸村	久留米市城島町芦塚997番地
鷲頭 範文	久留米市城島町四郎丸165番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
野田 耕助	久留米市城島町六町原278番地 1
中園 正彦	久留米市城島町浜503番地

徳永 敏之	久留米市城島町下青木1085番地
吉武 征勝	久留米市城島町下青木1054番地
古賀 文磨	久留米市城島町芦塚926番地
江頭 幹雄	久留米市城島町芦塚528番地1
田中 隆義	久留米市城島町下田464番地6
納戸 和雄	久留米市城島町浮島872番地
原 昭	久留米市城島町原中牟田568番地1
後藤 東彦	久留米市城島町江上上636番地11
今村 治夫	久留米市城島町檜津335番地5
江島 和男	久留米市城島町上青木934番地3
瀧田 勝元	久留米市城島町江上本1079番地5
池松 和彦	久留米市城島町江上本509番地
中村 隆敏	大川市大字下林701番地
永尾 達生	大川市大字下青木374番地1

## 4 就任監事

氏名	住 所
納戸 茂明	久留米市城島町浮島5番地1
中園 清美	久留米市城島町内野257番地
田本 誠	久留米市城島町江上本1158番地

## 福岡県告示第1035号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市波多江駅南二丁目738番1から738番17まで

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市早良区原5丁目14番22号

株式会社 秀建

代表取締役 栗原 秀利

## 福岡県告示第1036号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字下府字高旅428番1、428番4から428番50まで、451番1から451番6まで及び455番2から455番6まで、並びに大字上府字鶴匠給1212番13、1214番1から1214番23まで、1219番1から1219番3まで、1220番1から1220番9まで、1221番1から1221番4まで及び1222番1から1222番5まで

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東比恵一丁目5番5号

九州八重洲株式会社

代表取締役 山口 元嗣

## 福岡県告示第1037号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
う生40	田村循環器内科医院	うきは市浮羽町朝田255-8	H25・5・1

柳生121	まつなが内科クリニック	柳川市鬼童町 49 番地 1	H 25・5・1
田川生 8	あおぞら診療所	田川郡糸田町 1698 - 1	H 25・4・1
田生180	原クリニック	田川市大字弓削田 3654 - 1	H 25・5・7
筑紫生歯 74	医療法人蒼天会 安元 歯科医院	筑紫野市二日市西 1 丁目 6 番 1 号	H 25・5・1
筑紫生歯 73	むらさき歯科	筑紫野市二日市中央 2 丁目 12 番 8 号	H 25・5・1
み生歯20	うわとこ歯科医院	みやま市山川町立山 1283 - 1	H 25・5・1
田川生歯 123	菅歯科医院	田川郡添田町大字庄 959 - 6	H 25・6・1
宮生歯18	上鶴歯科医院	宮若市福丸 250	H 25・5・1
宗遠生歯 4	なかむら歯科クリニッ ク	遠賀郡岡垣町海老津駅前 7 - 10 1 F	H 25・5・13
福津生薬 24	くれよん薬局福津	福津市福岡駅東土地区画整理事 業地区内 72 街区 14 - 1・2・ 3 画地	H 25・5・1
像生薬62	新生堂薬局 東郷まり し店	宗像市東郷 6 丁目 2 - 1	H 25・6・1
春生薬56	ファーマ春日調剤薬局	春日市須玖北 4 丁目 34 番	H 25・6・3
う生薬34	株式会社アガベ うき は薬局	うきは市浮羽町朝田 255 - 10	H 25・5・1
田川生薬 52	あかいけ駅前薬局	田川郡福智町赤池 298 - 21	H 25・5・1
飯生訪10	ハッピーライフ訪問看 護ステーション	飯塚市楽市 159 - 2	H 25・5・1
田生訪13	訪問看護ステーション リアン	田川市千代町 8 - 4 丸の内ビル 3 F	H 25・5・1

福岡県告示第1038号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
朝倉生42	甘木心療クリニック	朝倉市来春 150	H 25・4・1
春生歯75	むらかわ歯科クリニッ ク	春日市春日原北町 5 丁目 8 番地 1	H 25・4・30

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
柳生77	まつなが内科クリニッ ク	柳川市鬼童町 49 - 1	H 25・4・30
大生340	五月橋医院	大牟田市橋口町 3 - 10	H 25・3・31
田川生 5	あおぞら診療所	田川郡糸田町南糸田 1698 - 1	H 25・3・31
田川103	原外科医院	田川市大字弓削田 1165 の 1	H 25・5・6
大野生歯 40	野口歯科医院	大野城市東大利 1 丁目 7 - 11	H 25・4・16
筑紫生歯 32	安元歯科医院	筑紫野市二日市西 1 丁目 6 - 1	H 25・4・30
筑紫生歯 66	むらさき歯科	筑紫野市二日市中央 2 丁目 12 - 8	H 25・4・30

宮生歯2	上鶴歯科医院	宮若市福丸250	H25・4・30
大生薬140	有限会社たけのご薬局本町店	大牟田市本町1丁目2-1	H25・4・8
嘉麻生訪4	訪問看護ステーションリアン	嘉麻市下山田690-1	H25・4・30

### 福岡県告示第1039号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	再開年月日
春生歯75	むらかわ歯科クリニック	春日市春日原北町5丁目8番地1	H25・4・1

### 福岡県告示第1040号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
大野生48	誠愛リハビリテーション病院	特定医療法人社団三光会誠愛リハビリテーション病院	大野城市南大利2丁目7-2	H25・3・25

#### 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野生127	医療法人すやま泌尿器科クリニック	大野城市白木原1丁目7-5	大野城市白木原4丁目8-1	H25・3・18
筑紫生歯51	えのもと歯科医院	筑紫野市大字永岡1453-2	筑紫野市大字永岡1492	H25・5・1
飯生歯152	はやしだ歯科医院	飯塚市片島2丁目19-8	飯塚市堀池153-2三好ビル101号	H25・5・17

### 福岡県告示第1041号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
直生マ27	吉永 臣一（さくら直方）	直方市大字下境2585番地の1	H25・6・1
糸島地生マ11	舟津 由美子（ひまわり）	糸島市篠原西1丁目1-2レイクキャッスル舞106	H25・4・1
糸島地生マ12	徳永 守生（ひまわり）	糸島市篠原西1丁目1-2レイクキャッスル舞106	H25・4・1

大生柔63	岡 伸一（岡整骨院）	大牟田市正山町 120 - 1	H 25・6・4
飯生柔64	藤本 修平（しんあい整骨院）	飯塚市中 428 - 4	H 25・4・1
飯生柔65	豊田 真之（整骨院長生庵 飯塚院）	飯塚市西町 2 - 87 センタービル 1階	H 25・5・1
田生柔39	湯野 啓介（よねだ鍼灸整骨院（田川院））	田川市大字伊田 3606 - 1	H 25・5・27
田生柔40	権藤 健太（よねだ鍼灸整骨院（田川院））	田川市大字伊田 3606 - 1	H 25・5・27
春生柔40	吉野 裕貴（むさし鍼灸整骨院春日）	春日市下白水南 1丁目 163	H 25・5・1
像生柔60	高原 朝彦（とも整骨院）	宗像市田久 4丁目 16 - 1 - 101	H 25・5・1
像生柔61	河野 健（堺整骨院 宗像）	宗像市栄町 13 - 4	H 25・5・1
像生柔62	韓 昌寿（まつなが整骨院くりえいと院）	宗像市くりえいと 1丁目 6 - 5	H 25・5・1
像生柔63	大瀧 勇也（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町 12 - 9	H 25・5・1
像生柔64	青木 裕次郎（堺整骨院 宗像）	宗像市栄町 13 - 4	H 25・6・1
像生柔65	大川 雄介（堺整骨院 宗像）	宗像市栄町 13 - 4	H 25・6・1
像生柔66	常村 将志（堺整骨院 宗像）	宗像市栄町 13 - 4	H 25・6・1
像生柔67	山下 寛興（ひろ整骨院）	宗像市田熊 6丁目 3 - 24 - 102	H 25・6・4
宰生柔36	桑原 良和（あすなろ整骨院）	太宰府市大佐野 4丁目 20 - 8 ホープ花屋敷	H 25・4・8
福津生柔21	渡邊 将太（えむず整骨院）	福津市花見の里 2丁目 12 - 5	H 25・5・13
福津生柔22	池田 康弘（すまいる整骨院）	福津市手光南 1丁目 9 - 6	H 25・4・30

宮生柔11	塩川 哲也（塩川整骨院 本城院）	宮若市本城 1349	H 25・4・1
宮生柔12	高倉 大宗（塩川整骨院 本城院）	宮若市本城 1349	H 25・4・1
宮生柔13	香月 一臣（塩川整骨院 本城院）	宮若市本城 1349	H 25・4・1
宮生柔14	瓜生 浩太郎（塩川整骨院 本院）	宮若市竹原 293 - 2	H 25・4・1
宮生柔15	上田 恭嵩（塩川整骨院 本院）	宮若市竹原 293 - 2	H 25・4・1
粕生柔88	岩崎 充倫（みつとも鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町大字三代 782 - 11	H 25・5・10
宗遠生柔13	秀島 成洋（ひでしま整骨院）	遠賀郡遠賀町浅木 2丁目 4 - 8	H 25・4・1
宗遠生柔14	弥永 隆弘（やなが整骨院）	遠賀郡芦屋町浜口町 2 - 4	H 25・5・23
宗遠生柔15	松下 宮子（やなが整骨院）	遠賀郡芦屋町浜口町 2 - 4	H 25・3・23
田川生柔23	蝶々 侑基（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡添田町大字庄 952 - 2	H 25・5・27

## 福岡県告示第1042号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

筑紫生マ31	柿山 義治（訪問マッサージ よつ葉）	筑紫野市原田7丁目2-6 C-101号	H 25・5・1
春生マ11	副島 明彦（ワールドあん摩マッサージ指圧治療院）	春日市大谷2丁目59番地コスモコア101号	H 25・5・31
春生マ12	友安はるみ（ワールドあん摩マッサージ指圧治療院）	春日市大谷2丁目59番地コスモコア101号	H 25・5・31
大生柔39	森 康史（整骨院和顔）	大牟田市大字宮崎369-1	H 25・5・12
行生柔22	和田 徳仁（STREXZEN行橋健康整骨院）	行橋市中央2丁目5-23	H 25・3・31
福津生柔15	三本菅 英人（うみがめ整骨院）	福津市津屋崎1丁目1-23	H 25・5・1
宮生柔8	古野 寛之（いやし整骨院）	宮若市本城538-2	H 25・4・30
宮生柔1	塩川整骨院	宮若市福丸142-1	H 25・3・31
田川生柔12	湯野 啓介（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡添田町大字庄952-2	H 25・5・27

**福岡県告示第1043号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
------	-----	-----	-----	-------

大生柔57	常田健次（おおむたシャキットステーション整骨院）	常田健次（整骨院優悠）	大牟田市三里町3丁目3-101	H 25・4・1
-------	--------------------------	-------------	-----------------	----------

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生柔57	常田健次（整骨院優悠）	大牟田市久保田町1丁目4番地	大牟田市三里町3丁目3-101	H 25・4・1

**福岡県告示第1044号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
像居79	コールメディカルクリニック福岡	宗像市公園通り1丁目9-3	H 25・4・1	居管・予居管
田川居293	あおぞら診療所	田川郡糸田町1698-1	H 25・4・1	訪看・居管・予訪看・予居管
宗遠居38	遠賀中間医師会おかがき病院訪問リハビリテーション	遠賀郡岡垣町大字手野145	H 24・8・1	訪リ・居管・予訪リ・予居管
筑紫居78	むらさき歯科	筑紫野市二日市中央2丁目12-8	H 25・5・1	居管・予居管
春居74	ファーマ春日調剤薬局	春日市須玖北4丁目34	H 25・6・3	居管・予居管

飯居320	ツル薬局	飯塚市鶴三緒 1544 - 6	H 25・6・1	居管
田居186	すまいる薬局	田川市大字楠 824 - 13	H 25・5・1	居管・予居管
宗遠居37	この薬訪問看護 ステーション	遠賀郡芦屋町大字山鹿 87 - 11	H 25・5・1	訪看・予訪看
大支76	社会福祉法人 博愛福祉会居宅 介護支援センタ ーよしの	大牟田市大字歴木 1807 - 117 (平野山ヒルズ 405 号)	H 25・5・1	居支
飯居325	デイサービスセ ンター大夢	飯塚市花瀬 5 - 1	H 25・6・1	通介・予通介
田居185	訪問介護ベスト	田川市大字夏吉 34	H 25・4・1	訪介・予訪介
朝倉居60	J A 筑前あさく らデイサービス よりあい	朝倉市一木 18 - 22	H 24・3・1	通介・予通介
八女支30	毎日ケアプラン センター	八女市本町 738 - 1	H 25・4・1	居支
八女居98	毎日介護	八女市本町 738 - 1	H 25・4・1	訪介・予訪介
行居106	デイサービスセ ンター陽	行橋市南大橋 3 丁目 2 - 7	H 25・4・1	通介・予通介
行居105	ヘルパーステー ションそよかぜ	行橋市行事 2 丁目 1 - 10 - 703	H 25・5・1	訪介・予訪介
中居74	デイサービスセ ンターはらの	中間市通谷 6 丁目 21 - 10	H 25・6・1	通介・予通介
小居40	みんなの福祉用 具	小郡市小郡 745 - 8	H 25・6・1	福販・予福用
春居73	デイサービス春 の杜	春日市春日 2 丁目 27	H 25・6・1	通介・予通介
春居72	あいおいデイサ ービス天神山	春日市天神山 7 丁目 238	H 25・4・1	通介・予通介
像居80	c a s a 日の里 デイサービス	宗像市日の里 9 丁目 2 - 9	H 25・6・1	通介・予通介

粕居139	デイサービスセ ンター フレン ドリー	糟屋郡志免町別府 1 丁目 1 - 47	H 25・5・1	通介・予通介
宗遠居40	デイサービスわ らいの里	遠賀郡岡垣町大字糠塚 436 - 1	H 25・5・1	通介・予通介
宗遠居39	ヘルパーステー ションわらいの 里	遠賀郡岡垣町大字糠塚 436 - 1	H 25・5・1	訪介・予訪介
宗遠居41	デイサービスき もり	遠賀郡遠賀町大字浅木 576	H 25・5・1	通介・予通介
宗遠居42	ショートステイ きもり	遠賀郡遠賀町大字浅木 576	H 25・5・1	短生・予短生
宮居77	デイサービス ジョイナス	宮若市本城 720	H 25・6・1	通介・予通介
北筑後居 5	グループホーム ふたば	三井郡大刀洗町大字高樋 1245 - 1	H 25・6・1	認共・予認共
北筑後居 4	シマリス大刀洗	三井郡大刀洗町大字本郷 4157 - 1	H 25・5・1	通介・予通介
南筑後居11	コスモぴあ	八女郡広川町大字新代 1349 - 3	H 25・5・1	通介・予通介
み居51	高齢者総合ケア センターのぞえ の杜	みやま市高田町濃施 653 - 1	H 25・6・1	訪介・通介・ 予訪介・予通 介
宮居76	グループホーム ジョイナス	宮若市本城 720	H 25・5・1	認共・予認共
京居119	小規模多機能型 ホームみやこ	京都郡みやこ町豊津 2121 - 7	H 25・6・1	小居・予小居
朝倉介41	医療法人社団医 王会朝倉健生病 院	朝倉市甘木 151 - 4	H 25・1・7	訪看・訪り・ 通り・居管・ 予訪看・予訪 り・予通り・ 予居管
飯介302	額田病院	飯塚市口原 1061 - 1	H 25・5・1	訪り・居管・ 予訪り・予居 管

行居93	K K S	行橋市大字糞島 765 - 1	H 24・10・1	訪介・福用・福販・居支・予訪介・予福用・予福販・予支援
------	-------	-----------------	-----------	-----------------------------

### 福岡県告示第1045号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
小居24	ハートフルシマダ訪問看護ステーション	小郡市小坂井 337 - 12	小郡市小郡 187 - 25	H 25・5・1
直居47	やすなが企画ヘルパーステーション	直方市知古1丁目7-5	直方市知古1丁目6-1	H 25・6・1
田居76	コスモス訪問介護サービス	田川市伊田町2-16 HAKビル2階	田川郡糸田町 1313	H 25・6・1
田居164	ヘルパーステーション千寿	田川市大字夏吉 1702 番地	田川郡福智町伊方 2728	H 24・5・1
遠居92	ケアセンターであい	遠賀郡岡垣町東高倉1丁目20-1パークアベニュー東高倉 102号	遠賀郡岡垣町大字高倉 1087 - 1	H 24・2・26

う居10	ヘルパーステーション涼風	うきは市吉井町生薬 621 - 1 学信館内1階	うきは市吉井町富永 1864 - 2	H 25・6・1
う支9	ケアプランサービス涼風	うきは市吉井町生薬 632 - 1	うきは市吉井富永 1864 - 2	H 25・6・1
う居22	デイルームみなみかぜ	うきは市吉井町生薬 632 - 1	うきは市吉井富永 1864 - 2	H 25・6・1
み居46	ヘルパーサービス恩愛	みやま市山川町甲田 2222 - 2	みやま市山川町河原内 510	H 24・8・28
田川居254	訪問介護かぞく	田川郡香春町大字中津原 1915 - 4	田川郡香春町大字中津原 1261 - 3	H 25・3・1

### 福岡県告示第1046号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
京介歯22	織田歯科医院	築上郡築上町大字築城 696	H 25・5・18
嘉麻居87	訪問看護ステーションリアン	嘉麻市下山田 690 - 1	H 25・4・30

### 福岡県告示第1047号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるもの

とされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
田川介5	あおぞら診療所	田川郡糸田町南糸田1698-1	H25・3・31

#### 福岡県告示第1048号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
基本測量(基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
古賀市、宮若市、田川郡香春町	平成25年7月25日から 平成26年1月14日まで

#### 福岡県告示第1049号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
県内全域	平成25年6月28日から 平成26年3月31日まで

#### 福岡県告示第1050号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、遠賀町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量(デジタル数値撮影、数値地形図データ作成)
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町大字鬼津、島門、別府、広渡、田園地内	平成25年4月17日から 平成25年9月30日まで

#### 福岡県告示第1051号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久山町上久原土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量(基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

糟屋郡久山町	平成25年6月10日から 平成26年3月31日まで
--------	------------------------------

**福岡県告示第1052号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区大字春吉	平成25年5月23日

**福岡県告示第1053号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般国道	200号	前	飯塚市目尾359番 飯塚市柳橋1065番	10.0 ～ 19.0	232.0

	後	飯塚市目尾359番 飯塚市柳橋1065番	10.0 ～ 19.0	232.0
	後	飯塚市目尾359番 飯塚市柳橋1065番	10.0 ～ 16.0	236.0

**福岡県告示第1054号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人宗像里山の会
- (2) 代表者の氏名  
中里 亜夫
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県宗像市朝野232番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、宗像市の荒廃した山林原野に対して、繁殖する孟宗竹の伐採、密植した立木の間伐、立木にまきついた葛の撤去、植林地の下草刈、伐採跡地の植林など荒廃した山林を整備する事業を行い、山林に保水力を持たせ安定した水を河川に供給することに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1055号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人飛梅コアラ
- (2) 代表者の氏名  
北島 英哉

- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県太宰府市高雄五丁目3番17号

- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、主に地域の高齢者、障害者、病弱者に対する各種事業、利用者及びその家族の日常生活のための支援に関する事業等を行い、利用者が豊かな人間性を維持し、安全で安心した生活を送ることができるよう支援していくことで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1056号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年6月3日
  - 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人デジタルライズ

- (2) 代表者の氏名  
石井 伸次郎
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県宗像市赤間駅前2丁目3番21-903号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、主に高齢者、地域住民、中小企業・商店に対し、IT技術の向上と支援、啓発活動を行い、高齢者の情報端末活用による生活の利便性の向上と、デジタルデバイドの解消、デジタル教育の促進、地域の活性化を目的とする。

#### 福岡県告示第1057号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年6月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人福岡・ウガンダ友好協会
- (2) 代表者の氏名  
チェユネ リヴィングストーン
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県春日市一の谷2丁目6番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、ウガンダ共和国の国民に対して、生活環境並びに教育環境の改善を支援する事業を行い、ウガンダ国民の生活水準の向上に寄与すると共に、日本、ウガンダ両国間の友好関係を促進し、国際協力発展に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1058号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成25年6月6日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人あまつ

## (2) 代表者の氏名

加藤 國明

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女郡広川町大字広川233番地4

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域コミュニティを推進する為の、憩いと語らいの場を提供する事業を行うと共に、地域の公園管理を受託し、管理運営のほか、災害救護活動や、環境保護、子供の健全育成など、地域社会に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1059号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、福岡県知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区

## (1) 特別保護地区の名称

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区

## (2) 特別保護地区の区域

筑紫郡那珂川町に所在する国有林福岡森林計画区95林班（林道堀切線から東側の部分を除く。）

## (3) 特別保護地区の存続期間

平成25年11月15日から平成35年11月14日まで

## (4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

## ア 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## イ 特別保護地区の指定目的

五ヶ山鳥獣保護区は、筑紫郡那珂川町南部の佐賀県との県境に位置し、脊振山系の一部としてその全域が脊振雷山県立自然公園となっている。那珂川を谷底として周囲を山岳に囲まれ、広葉樹等の豊かな植生に恵まれており、野生鳥獣の生息に適し、特に鳥類の種類及び生息数が多い。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、北部はアカマツ二次林やシイ・カシ二次林などの植生がモザイク状に見られる。これらの植生が小型鳥類のエサ場を提供するため、多くの鳥類が生息、繁殖している。また、サシバ（福岡県準絶滅危惧）、アオバズク（福岡県絶滅危惧Ⅱ類）などの生態系ピラミッドの頂点に位置する猛禽類も生息しており、豊かな生態系が維持されている。また、大陸と日本及び日本列島を移動する鳥類の渡りの中継地ともなっている。

このため、当該区域は、五ヶ山鳥獣保護区内でも特に重要な地域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

## ウ 管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(5) (1)から(4)までに掲げる事項の縦覧場所

福岡県環境部自然環境課

福岡県筑紫保健福祉環境事務所地域環境課

(6) 縦覧期間

平成25年6月25日から同年7月8日まで

## 2 英彦山鳥獣保護区特別保護地区

(1) 特別保護地区の名称

英彦山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

田川郡添田町大字英彦山字英彦山1、字樋ノ口5、字智室6の1から6の4まで、7の2、8から10まで、字二ノ御岳26の3、26の5から26の7まで、字鷹巣原32の2、32の4及び字一ノ岳36並びに田川郡添田町に所在する国有林遠賀川森林計画区3068林班及び3070林班の区域一円

(3) 特別保護地区の存続期間

平成25年11月15日から平成35年11月14日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

英彦山鳥獣保護区は、福岡県の東部にあって、大分県との県境の山域に位置し、東部及び南部を山岳が連なり、浸食された集塊岩質安山岩による複雑な地形のため、様々な植生が見られる。山麓部には、シイ・カシ等の照葉樹を主とする自然林が広がり、一部にはヤマザクラ・コナラ等の夏緑樹も見られるのに対し、標高800m以上の地域は、主としてブナ・ミズナラ等の夏緑樹林となっており、一部にはモミ・ツガ等の針葉樹林も見られる。また、英彦山、障子ヶ岳の岩上にはヒノキ自然林が点在している。このような自然性の高い様々な植生がモザイク状に分布しているため、クマタカ（福岡県絶滅危惧ⅡB類）、コノハズク（福岡県絶滅危惧ⅠA類）、ブッポウソウ（福岡県絶滅危惧ⅠA類）をはじめ、多様な鳥獣が生息している。

特に当該保護区の中でも、英彦山の区域は、ブナやシオジの原生林が残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として、特に重要な区域となっている。また、標高1,200mの英彦山は、大陸と日本又は日本列島を移動する鳥類の渡りの中継地ともなっている。さらに、福岡県レッドデータブック2011では、コノハズク及びコマドリ（福岡県絶滅危惧ⅠA類）については、英彦山が県内唯一の繁殖地とされている。

このため、当該区域は、英彦山鳥獣保護区内でも特に重要な地域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

## ウ 管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) 全域が耶馬日田英彦山国定公園に指定されていることから、関係機関とも連携を図りながら、適正な保全を図るものとする。

(5) (1)から(4)までに掲げる事項の縦覧場所

福岡県環境部自然環境課

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所地域環境課

(6) 縦覧期間

平成25年6月25日から同年7月8日まで

# 公 告

## 公告

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

平成25年6月25日

福岡県知事 小 川 洋

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県立図書館情報提供システムの賃貸借及び保守

### 2 競争入札参加者の資格

#### (1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算

機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者  
カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

#### (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属

する年の直前2か年分)

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ I S O 9000シリーズ及びI S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の入手方法

ア 福岡県庁ホームページからダウンロードする。（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

イ 県民情報センター及び各地区県民情報コーナーに配架する申請書の様式からコピーをとる（コピー代は実費徴収）。

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年7月16日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県立図書館情報提供システムの賃貸借及び保守

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成26年2月1日から平成31年1月31日まで

(4) 納入期限

平成26年1月31日（金曜日）

現行システムからのデータ移行、機器設置及び試行を含め調達するシステムが平成26年2月1日（土曜日）から正常に稼働できるようにすること。

(5) 納入場所

福岡市東区箱崎一丁目41番12号

福岡県立図書館

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札資格審査申請書に必要事項を記入の上、平成25年7月16日（火曜日）までに次の(2)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先等

ア 福岡県庁ホームページからダウンロードする。

イ 県民情報センター又は各地区県民情報コーナーに配架する申請書の様式からコピーをとる（コピー代は実費徴収）。

(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年8月6日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

ただし、業種名が「リース・レンタル」以外の入札参加資格を有する者にあつては、リース業を営む者に限る。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(4) 過去5年の間に、都道府県立図書館又は市町村立図書館のうち図書総冊数（雑誌及び視聴覚資料を除く。）が50万冊以上の図書館において、図書館システムの納入（賃貸借）実績がある者又は納入実績のある者の図書館システムを賃貸借できる者で、当該実績に関する書類を平成25年7月30日（火曜日）午後5時00分までに下記5に掲げる者へ提出し、確認を受けているもの。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 納入する物品等に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者で、保守・支援体制を示す書類を平成25年7月30日（火曜日）午後5時00分までに下記5に掲げる者へ提出し、確認を受けているもの。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立図書館総務課

〒812-8651 福岡市東区箱崎一丁目41番12号 本館4階

電話番号 092-641-1125

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成25年6月25日（火曜日）から平成25年7月23日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

## (1) 提出場所

5の部局とする。

## (2) 提出期限

平成25年8月6日（火曜日）午後5時00分

## (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

## (1) 場所

福岡市東区箱崎一丁目41番12号

福岡県立図書館 別館2階 研修室

## (2) 日時

平成25年8月7日（水曜日）午後1時30分

## 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っておりその全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

## (1) 金額の記載がない入札

## (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

## (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

## (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

## (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

## (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

## (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

## (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of the matter  
Long term leasing and maintenance for the fukuoka prefectural library information service system
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 00 PM on August 6, 2013
- (3) Contact Point for the Notice  
General Administration Division, Fukuoka Prefectural Library,  
1 -41-12, Hakozaki, Higashi-ku, Fukuoka City, 812-8651, Japan  
TEL 092-641-1125

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成25年6月25日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
トヨタ自動車九州株式会社	福岡県宮若市上有木1番地	平成25年6月24日	平成26年3月31日まで

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成25年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成25年6月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

82,528

福岡県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成25年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成25年6月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

615,796

福岡県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成25年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成25年6月25日

## 福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,368
北九州市小倉北区	49,941
北九州市小倉南区	58,055
北九州市若松区	23,290
北九州市八幡東区	20,098
北九州市八幡西区	69,984
北九州市戸畑区	16,569
福岡市東区	76,515
福岡市博多区	57,370
福岡市中央区	48,681
福岡市南区	67,198
福岡市城南区	32,928
福岡市早良区	56,382
福岡市西区	51,680
大牟田市	34,405
久留米市	81,406
直方市	16,004
飯塚市・嘉穂郡	39,814
田川市	13,746
柳川市	19,384
八女市	11,228
筑後市	12,995
大川市・三潞郡	14,145
行橋市	19,631
中間市	12,486
小郡市・三井郡	19,785
筑紫野市	27,083

春日市	28,794
大野城市	25,624
宗像市	26,045
太宰府市	18,940
古賀市	15,692
福津市	15,672
うきは市	8,690
宮若市・鞍手郡	15,458
嘉麻市	11,816
朝倉市・朝倉郡	24,291
みやま市	11,336
前原市・糸島郡	26,904
筑紫郡	12,802
糟屋郡	57,576
遠賀郡	26,457
八女郡	12,957
田川郡	23,558
京都郡	15,513
築上郡・豊前市	17,176

## 正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
22・7・23	3138	告示	1239	3		○	7	追加	都市高速鉄道事業	都市高速鉄道